

由 利 本 莊 市
地 球 温 暖 化 防 止 実 行 計 画
事 務 事 業 編
(第 三 次 改 訂 版)

令 和 4 年 4 月

由 利 本 莊 市 役 所

目 次

第1章 実行計画策定の背景.....	1
1. 気候変動.....	1
2. 国内外の状況.....	1
第2章 実行計画策定の基本的事項.....	2
1. 実行計画の目的.....	2
2. 基準年及び計画期間.....	2
3. 対象とする温室効果ガス.....	3
4. 対象とする事務・事業・算定範囲.....	3
第3章 温室効果ガス総排出量.....	4
1. 算定方法の概要.....	4
2. 基準年度における温室効果ガス総排出量.....	5
第4章 温室効果ガスの削減目標.....	6
1. 目標年度.....	6
2. 温室効果ガス総排出量に対する削減目標.....	6
第5章 目標達成に向けた取り組み.....	7
1. 目標達成に向けた取り組みの基本方針.....	7
2. 具体的な取り組み内容.....	7
第6章 実行計画の推進体制と点検・評価.....	9
1. 実行計画の推進体制.....	9
2. 職員への啓発.....	10
3. 実行計画の点検・評価.....	10
4. 実行計画の公表.....	10

第1章 実行計画策定の背景

1. 気候変動

気候変動問題は、私たち一人一人、この星に生きる全ての生き物にとって避けることができない喫緊の課題です。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されている他、我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、観測地を基にした数値モデルによる解析では、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されています。また、気候変動は全ての大陸と海洋にわたって、自然及び人間社会に影響を与えており、温室効果ガスの継続的な排出により、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響を生じる可能性が高まると言われています。

2. 国内外の状況

1997年（平成9年）に気候変動枠組条約の第3回締約国会議（COP3）において、「京都議定書」が採択されたことに伴い、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）」が制定され、地方公共団体が自らの事務および事業に関し、温室効果ガス排出量削減等のための計画を策定することが義務付けられました。

また、2015年（平成27年）のCOP21において「パリ協定」が採択されたことに伴い、政府は新たな地球温暖化対策計画を策定し、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比で26%減としました。

その後、2021年（令和3年）には、当時の菅総理が「2050年カーボンニュートラル」宣言を行い、第204回国会で成立した「温対法の一部を改正する法律（平成33年法律第54号）」により法定化されました。2030年度の温室効果ガスの削減目標も、従来の2013年度比26%を変更し、46%削減を目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくとされています。

第2章 実行計画策定の基本的事項

1. 実行計画の目的

本計画は、温対法第21条第1項の規定に基づき、市の事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を定めるものです。

そこで本計画は、地球規模の問題である地球温暖化に対して、その要因である温室効果ガスを抑制するため、行政の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスに対し削減の取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

【参考】 温対法

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3～12 略

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

14 略

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

16～17 略

2. 基準年度及び計画期間

本計画(改訂版)の期間は、2022年度から2030年度の9年間とし、基準年度は2020年度(令和2年度)とします。

また、中間目標年度を2026年度とし、中間目標値の達成度合いや最終目標の達成について予測し、必要であれば目標達成に向けた取り組みなどの見直しを実施します。

3. 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法第2条第3項で規定される温室効果ガスを対象とします。

ただし、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素については、市の事務・事業との関わりが極めて小さいことから、排出量の算定対象から除きます。

【参考】 温対法第2条第3項

この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 1 二酸化炭素
- 2 メタン
- 3 一酸化二窒素
- 4 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 5 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 6 六ふっ化硫黄
- 7 三ふっ化窒素

4. 対象とする事務・事業・算定範囲

本計画は、原則として本市が行う全ての事務・事業を対象とし、温室効果ガス総排出量の算定範囲は、「エネルギー管理権限を有し、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲」とします。

外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講ずるよう要請します。

第3章 温室効果ガス総排出量

1. 算定方法の概要

「温室効果ガス総排出量」は、温対法第2条第5項に定められているとおり、温室効果ガスの物質ごとに、温対法施行例で定める方法により算定される排出量に、当該物質の地球温暖化係数を乗じ、それらを合算することにより算定します。

地球温暖化係数とは、各温室効果ガスの温室効果の強さがその種類によって異なっていることを踏まえ、二酸化炭素を1（基準）として、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したものです。

本計画での算定方法は、2021年3月に示された「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（環境省大臣官房環境計画課）に準拠して行います。

<地球温暖化係数>

温室効果ガス		地球温暖化係数
二酸化炭素	CO ₂	1
メタン	CH ₄	25
一酸化二窒素	N ₂ O	298
ハイドロフルオロカーボン	HFC	12～14,800

※ハイドロフルオロカーボンについては、カーエアコンの冷媒用として使用されているテトラフルオロエタン（HFC-134a）の地球温暖化係数1,430を使用して算定します。

2. 基準年度における温室効果ガス総排出量

基準年度（2020年度）における市の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量は、27,787.4 t-CO₂（二酸化炭素換算）です。

基準年度（2020年度）における温室効果ガス総排出量

27,787.4 t-CO₂

<物質別の温室効果ガス排出量の詳細 及び 主な発生源> (単位：t-CO₂)

温室効果ガス名称	2020年度 (令和2年度)	総排出量に 占める割合	主な発生源
二酸化炭素 (エネルギー起源)	18,732.8	67.4 %	電気・ガス・灯油・ 重油等の使用
二酸化炭素 (非エネルギー起源)	7,995.4	28.8 %	廃棄物の焼却
メタン	362.3	1.3 %	廃棄物の焼却 下水・し尿等の処理 自動車の走行など
一酸化二窒素	690.3	2.5%	廃棄物の焼却 下水・し尿等の処理 自動車の走行など
ハイドロフルオロ カーボン類	6.6	0.0 %	カーエアコンの使用
合計	27,787.4		

各温室効果ガスの割合を見ると、本市役所が行う事務・事業から排出される温室効果ガスは二酸化炭素が96%以上を占めています。

第4章 温室効果ガスの削減目標

1. 目標年度

本計画の目標年度は、国の地球温暖化対策計画に準じて2030年度とします。

2. 温室効果ガス総排出量に対する削減目標

本実行計画算定範囲における温室効果ガスの総排出量に対する削減目標は、国の地球温暖化対策計画を参考として、2030年度に基準年度比で約35%削減することを目指します。

＜物質別の温室効果ガス排出量の削減目標＞ (単位：t-CO₂)

温室効果ガス名称	2020年度 実績	2030年度 目標	削減率
二酸化炭素 (エネルギー起源)	18,732.8	10,383.2	44.6%
二酸化炭素 (非エネルギー起源)	7,995.4	6,796.1	15.0%
メタン	362.3	322.4	11.0%
一酸化二窒素	690.3	573.0	17.0%
ハイドロフルオロ カーボン類	6.6	6.6	0.0%
合計	27,787.4	18,081.3	34.9%

※国の計画で2013年度を基準年度、2030年度を目標年度として設定している削減目標と同等以上として設定。ハイドロフルオロカーボン類については、公用車の台数に比例するため、目標は現状維持とする。

第5章 目標達成に向けた取り組み

1. 目標達成に向けた取り組みの基本方針

公共施設における省エネルギー対策やZEB化の検討、公有地の利用も含めた自家消費型の再生可能エネルギー設備の積極的な導入を推進し、温室効果ガスの削減及び地球温暖化防止を図ります。

また、職員一人ひとりが気候変動や環境配慮への意識を持ち、自らが次の取組等により、環境負荷の低減に努めます。

2. 具体的な取り組み内容

1. 空調設備
<input type="checkbox"/> 室温管理の目安は、夏期 28℃、冬季 20℃とします。 (ただし、特に配慮が必要な施設等は除きます。)
<input type="checkbox"/> 夏期のクールビズや冬季のウォームビズを推奨します。
<input type="checkbox"/> ブラインドやカーテンを併用し、遮光・断熱性の向上を図ります。
<input type="checkbox"/> 温度計による客観的な室温管理を行います。
<input type="checkbox"/> 就業終了 30 分前に運転停止など、使用時間の短縮に努めます。
<input type="checkbox"/> 使用機器の更新、新規導入時は省エネルギー型を導入します。
2. 照明
<input type="checkbox"/> 昼休み時は、原則として窓口業務等を除き消灯します。
<input type="checkbox"/> 執務に必要な照明のみを点灯するようにします。
<input type="checkbox"/> 室内照明や街路灯、防犯灯などの更新の際は、LED 照明等へ切り替えを行います。
<input type="checkbox"/> 誰もいない会議室や給湯室など、不要箇所の消灯を徹底します。
<input type="checkbox"/> 可能な箇所へは、自動照明制御装置等の導入を検討します。
3. OA機器等
<input type="checkbox"/> 未使用時や長時間使用しない場合はこまめに電源を切ります。
<input type="checkbox"/> パソコンは省電力モードなどを有効に活用します。
<input type="checkbox"/> 退庁時に使用しない電気機器は主電源を切ります。
<input type="checkbox"/> 長期間、使用しない機器はコンセントを抜き、待機電力を減らします。
<input type="checkbox"/> 電気ポット等の使用は控えます。やむを得ず使用する場合は、沸騰後速やかにプラグを抜き、保温機能を使わないようにするなど、使用方法を工夫します。

4. エレベーター

- 移動の際、エレベーターは原則使わず、階段を利用するよう努めます。
- 時間外など利用者の少ない時間帯は、運転台数の削減を行います。

5. 業務量の適正化、労働時間の短縮

- ノー残業デーを徹底するとともに、業務終了後は速やかに退庁します。
- 事務事業の見直し・改善により、事務量の適正化・事務処理効率の向上を図り、夜間残業等を削減します。

6. 水道の利用

- 水を出しっ放しにしないなど、日常的な節水に努めます。
- 水漏れ等の点検を定期的に行います。
- 洗車等は、効率よく、かつ迅速に作業を行うように努めます。

7. 公用車の効率的な利用

- 近距離の移動には、徒歩や自転車を積極的に利用します。
- タイヤの空気圧も含めた定期的なメンテナンスを実施します。
- 不要なアイドリング・暖機運転は控えます。
- 急発進、急加速を行わないよう心がけます。
- 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転をします。
- 不要な荷物を載せないようにします。
- 走行ルートを事前に検討し、効率的なルートで移動します。
- 公用車の更新、新規導入時は、低公害車・低燃費車・電気自動車の導入を検討します。

8. 施設・設備の管理

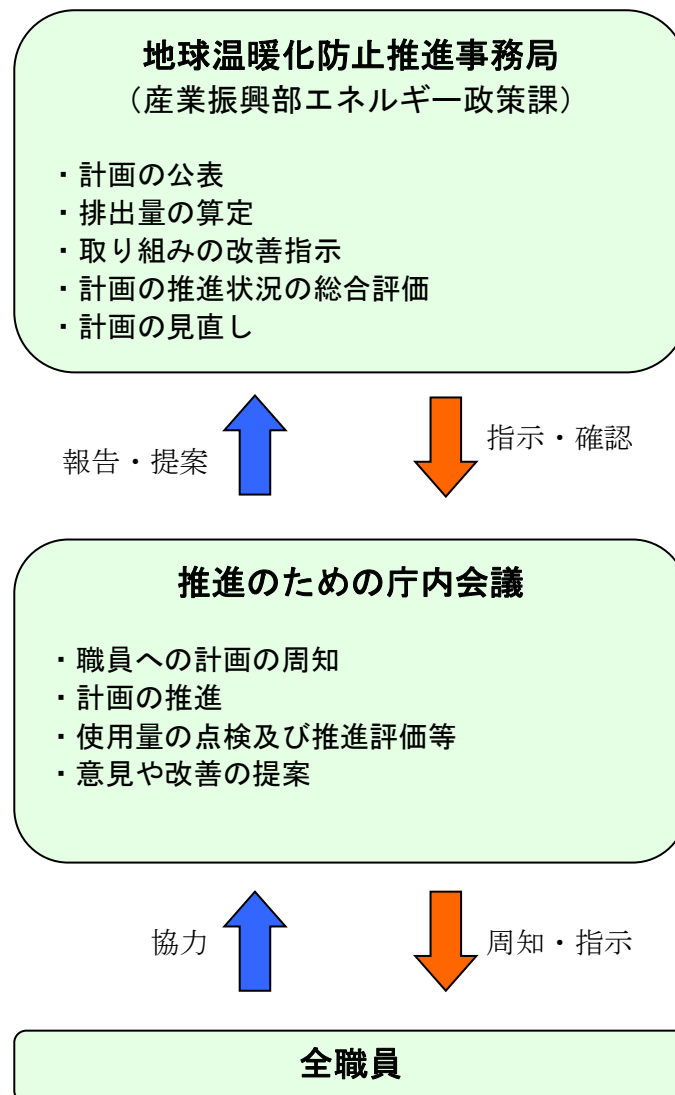
- 省エネルギー診断やESCO事業の活用など、エネルギー使用の合理化を検討します。
- 施設の新設・改修の際には、ZEB（読み方：ゼブ、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の考慮した設計を検討します。
- 設備の新設・更新の際には、温室効果ガス排出が少ない省エネ性能の機器を検討します。
- 公有地・公共施設について、自家消費型の再エネ設備の導入を積極的に推進します。

第6章 実行計画の推進体制と点検・評価

1. 実行計画の推進体制

本計画を円滑に進めるため、取り組みの状況や評価などの役割分担を明確にした体制を構築し、職員全員が率先して取り組みます。

<実行計画の推進体制図>



2. 職員への啓発

本計画で掲げられた取り組みを行うのは、職員一人ひとりです。そのため、職員全員の意識向上を図ることとします。

各職員の時間や業務の都合に配慮し、以下に示すような方法により、全職員が環境問題に接することができる職場環境の整備を図ります。

- ・ 庁内会議の開催
- ・ 本計画書及び達成状況の周知
- ・ ポスター類の掲示等
- ・ 環境に関する情報の提供・周知
- ・ 気候変動に関するセミナーの開催

3. 実行計画の点検・評価

本計画の達成状況は、定められた時期に、各部署から事務局へ報告します。

庁内会議において、取り組み状況の評価・確認を行います。また、取り組みが進まない場合は、見直しを行い、改善策を講じます。

4. 実行計画の公表

温対法では、実行計画に基づく取り組みの実施状況および温室効果ガスの総排出量を公表することを義務付けています。また、結果の公表は、実行計画の再認識を図り、今後の積極的な取り組みにつながるほか、ります。また、行政における取り組みを公表することにより、地域住民や事業者に対する地球温暖化対策への関心を促し、普及啓発が図られます。

○ 実行計画に関する公表計画

公表内容：当該年度の取り組み状況及び温室効果ガス総排出量等

公表方法：市ホームページ等

公表時期：温室効果ガス排出量算定後



由利本荘市
地球温暖化防止実行計画

令和4年4月 発行 事務局